

平成 24 年 7 月 19 日

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長 殿

企業年金連合会
会員センター長 熊本 宣晴

厚生年金基金の財政運営に関する要望事項について

経済金融情勢は依然として不透明な状況が続いており、厚生年金基金の財政運営は大変厳しい状況となっております。そのような中、AIJ問題により年金資産に大きな損失が生じた厚生年金基金にとっては、一層厳しい状況となり、厚生年金基金の加入事業所の存続や加入員、受給者の今後の生活に影響を及ぼすことが懸念されております。

今般、全国石油業厚生年金基金協議会より別添の要望書が提出されております。当連合会においても議論しているところですが、取り急ぎ当該協議会の要望書をお届けしますので、その実現に向けた検討をよろしくお願い申し上げます。

全国石油業厚生年金基金協議会名簿

全国石油業厚生年金基金協議会	会 長	國 安 教 善
大阪府石油厚生年金基金	理事長	橋 本 幸 治
東京都石油業厚生年金基金	理事長	柳 原 道 郎
神奈川県石油業厚生年金基金	理事長	今 関 康 裕
兵庫県石油厚生年金基金	理事長	玉 垣 信 太
愛知県石油厚生年金基金	理事長	栗 田 龍 夫
埼玉県石油業厚生年金基金	理事長	井 橋 吉 一
静岡県石油厚生年金基金	理事長	卷 田 廣 吉
新潟県石油業厚生年金基金	理事長	小 林 宏 一
京滋石油厚生年金基金	理事長	芝 野 桂 太 郎
中国石油業厚生年金基金	理事長	西 尾 正 嗣
九州石油業厚生年金基金	理事長	出 光 芳 秀
北海道石油業厚生年金基金	理事長	高 濱 一 義
東北石油業厚生年金基金	理事長	國 安 教 善
栃木県石油業厚生年金基金	理事長	長 谷 満
岐阜県石油業厚生年金基金	理事長	高 橋 國 夫
長野山梨石油厚生年金基金	理事長	山 村 陸 人
千葉県石油厚生年金基金	理事長	長 嶋 俊 亮
三重県石油業厚生年金基金	理事長	寺 島 巖

(設立年月日順)

平成24年7月11日

企業年金連合会

理事長 村瀬 清司 様

全国石油業厚生年金基金協議会
会長 國安 教



厚生年金基金の財政運営に関する要望の提出について

拝啓 当協議会の事業運営につきましては、平素より格別なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協議会は、全国の18の石油業厚生年金基金(加入員数は18基金合計で8万5千人)で構成し、厚生年金基金制度の健全な発展を図ることを目的とした団体でございます。

今年の2月に発生したA I J問題では、石油基金協議会の18基金のうち8基金がA I J投資顧問へ投資しており、投資総額は271億円、年金資産額への投資割合は平均17%(平成22年度決算ベース)でございました。加えて「円高・株安」の景気低迷により厚生年金基金の財政状況は一層厳しくなっており18基金の平成23年度決算見込みでは16基金が代行割れとなることが見込まれ、不足金を抱えた基金が一層拡大しています。

当協議会は、第42回全国石油業厚生年金基金協議会総会(平成24年6月14日開催)において、別紙の「厚生年金基金の財政運営に関する要望」を採択し、本日、厚生労働省に要望書を提出いたしました。総会では、A I J問題について、特に政府、厚労省による救済支援を早急に政治的判断を決定するよう要請したところです。

また、石油業界の経営状況は、経済の低成長時代の困難さは将来的も引き続き大変厳しいものと判断せざる得なく、このままでは、一層の不足金拡大を招き、加入事業所の負担を増加させ、強いては事業所の年金倒産との不安が出されている。これを回避するため23年度の財政運営基準の緩和と解散の条件緩和を早期に決定し、基金が自己責任に基づいて決定したものを尊重すべきである、との多数の意見を集約したところです。

当協議会としては、従業員の雇用を守り、加入事業所の年金倒産を避け、地域生活を守っていく一翼になることを最重要課題として取り組んでいくための要望でございますので、これらの実現に向け特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

厚生年金基金の財政運営に関する要望

全国石油業厚生年金基金協議会

平成23年度に、厚生年金基金の財政運営基準等の大きな見直しがあり、その見直しの内容は、一部分は厚生年金基金の要望がとりいれられたものの、大部分は厚生年金基金が要望した基準緩和・弾力化とは全く逆の、財政運営基準を厳格化し、掛金の大幅な引上げを伴う内容となっており、厚生年金基金には受け入れることが困難な内容となっている。

また、厚生年金基金の運用状況は、長期化している景気低迷により依然として厳しく、国内株式の運用利回りが国内債券の運用利回りを下回る状態が続いており、厚生年金基金の運用利回りは厚生年金本体の運用利回りを下回り、厳しい財政状況が続いている。

さらに、本年2月の、A I J投資顧問の年金消失問題の発生と共に、年金基金制度が抱えていた問題点が表面化し、社会問題となっている。この問題は、財務体力の弱い総合型基金ではリスクの高い株式を中心とした運用方法で資産確保に努めるざるを得ない状況となっていたために起きたものである。これは、社会が大きく変貌しているにも関わらず、厚生年金基金制度が自己責任と受給者保護の名の元で高度成長期の従前の取扱いで進められていたためであり、基金制度不備を放置した結果ともいえる。

石油業界を取り巻く経済環境は、将来的にも大変厳しく、基金事業を継続することは負債を大きくし年金倒産の割合が相当高くなると多数の加入事業所が認識に至っており、多くの意見は「基金解散の条件緩和」を求め事業所経営の負担を軽減すべきとなっている。

当協議会は、従前からこのような問題を指摘し「厚生年金基金事業、又、加入事業所の負担軽減ため、不足金解消、給付減額・解散基準の緩和」等の早急な改善を図るよう要望してきたところである。

しかし、国は、自己責任と受給者保護の建前論に終始し、抜本的な解決を先送りとしてきた。このような不作為と言える対応が、「代行割れと不足金拡大」という基金財政の悪化を招いている。

今後、従業員の雇用確保と、企業経営が継続出来るよう、国は、年金基金の機関

決定を尊重し、次の通り厚生年金基金の財政運営に関する要望を提出するので早期実現にご尽力をいただきたい。

1. A I J 投資顧問の年金消失問題への対応

A I J 投資顧問の年金消失問題は、厚生年金基金に大きな影響を与えている。

厚生年金基金の中には、A I J 投資顧問に大きな割合の投資をし、存続が危ぶまれている基金もある。

A I J 投資顧問への投資は、一義的には厚生年金基金の責任の問題であるが、このような状況が起こった背景には、A I J 投資顧問の運用に疑問の情報が出されながら見逃すなど、投資顧問等への管理監督を怠った監督官庁である金融庁や証券取引等監視委員会の行政機能が不十分であったことから、結果の全てを厚生年金基金の自己責任とするのは不合理ではないかと考えられる。

また、年金投資額の消失による厚生年金基金の加入事業所、加入員、年金受給者への社会的影響が極めて大きいことを考えると、消失額について、政府または厚生労働省が補てんする等の救済支援について早急に政治的判断について検討していただきたい。

2. 給付減額要件の緩和

(1) 給付減額要件の緩和

給付減額については、加入員について行う場合には、全加入員の3分の2以上の同意、受給権者等について行う場合には、全受給権者等の3分の2以上の同意が必要とされているが、これらについて2分の1以上の同意に緩和していただきたい。

また、受給権者のうち希望する者については、減額後の年金給付にかえて最低積立基準額に相当する額を一時金として受け取ることができる規定を撤廃していただきたい。

(2) 資料の簡素化・撤廃

厚生年金基金の給付の減額に当たっては、経営悪化、掛金負担困難などの理由が行政から求められている。

経営悪化については、総合設立の基金において、事業所の大部分から経営状況が著しく悪化している資料を集めることは困難であることから、業界全体の経営状況の資料で代行するなど、資料の簡素化もしくは撤廃をしていただきたい。

(3) 5年以上経過要件の撤廃

掛金負担困難については、資産運用環境の変動がきわめて大きいことから、直近の給付水準の変更時から5年未満の状況でも、給付設計の変更を認めていただきたい。

3. 解散要件の緩和・透明化

厚生年金基金の存続が困難な場合には解散をすることとなるが、解散の基準が厳しくまた裁量の余地があるため、基金が解散を希望しても解散が認められない事例が発生している。

解散の基準である「債務超過の状態の継続」等を緩和・透明化し、基金内で解散を意思決定し同意等の要件を満たした場合には、基金の自己責任のもと直ちに解散認可を与えられるよう早急に制度変更をしていただきたい。

また、解散にあたっては、最低責任準備金の計算における「1年9ヶ月の期ズレ是正」「代行給付相当額算出の調整率(0.875)の見直しと遡及適用」を実施するとともに、「代議員、設立事業所の事業主、加入員」の4分の3以上の同意を2分の1以上の議決、同意に緩和をしていただきたい。

さらに、特例解散においては、連帯責任制を廃止し、各事業所の負担額は、他の事業所の倒産により増加しないこととしていただきたい。

4. 代行給付相当額の適正化（「0.875」問題）

最低責任準備金の転がし計算が採用された平成11年9月に遡り、代行給付相当額に乗ずる率を「0.875」から基金の実態を表す率に変更した再計算を行い、最低責任準備金を算定するルールに直ちに變更していただきたい。

5. 財政運営基準（継続基準）の改善

（1）掛金引上げ猶予措置の延長

厚生年金基金の財政再計算及び財政検証における掛金の引上げについては、平成25年4月まで猶予措置が行なわれているが、厚生年金基金の厳しい財政状況に鑑み、掛金引上げの猶予措置を平成27年4月まで延長していただきたい。また、猶予措置の対象に、指定基金を含めていただきたい。

（2）下方回廊方式の恒久措置化

決算に基づく財政検証において、継続基準に抵触した場合に解消すべき不足金を、許容繰越不足金を上回る部分としても良い、下方回廊方式が導入された。

この措置は、平成23年度決算に基づく財政検証における掛金対応までの時限措置とされているが、恒久的な措置としていただきたい。

（3）許容繰越不足金の拡大

財政検証の継続基準においては、許容繰越不足金（現行制度は、時価評価の場合

は責任準備金の15%以内、数理的評価の場合は責任準備金の10%以内)が認められているが、近年の運用環境の激しい変動に鑑み、許容繰越不足金の拡大をしていただきたい。

(4) 資産の数理的評価方法の改善

資産の数理的評価方法において、平滑化の効果を十分に反映するために、平滑化期間(現行制度は5年)の延長、時価との許容乖離率(現行制度は時価の15%)の撤廃または拡大をしていただきたい。

6. 最低責任準備金について

(1) 最低責任準備金の期ズレの解消

非継続基準の最低責任準備金については、期ズレを是正し、最低責任準備金(継続基準)と一致させることを強く要望する。

期ズレにより、平成23年度末の非継続基準の最低責任準備金は、最低責任準備金(継続基準)を5.1%上回る見込み(付利利率による試算)であり、運用環境の実態と大きく乖離している。

最低責任準備金の計算においては、厚生年金本体の運用利回りが1年9か月遅れで付利利率として用いられており、このタイムラグが基金運営のリスク要因となっていたが、平成21年7月の通知により、継続基準においては、最低責任準備金調整控除(加算)額を決算に計上することにより、期ズレが解消した。

しかしながら、最低責任準備金の定義及び非継続基準が従前どおりとされたことにより、非継続基準においては期ズレが解消していない。このため、最低責任準備金の定義及び非継続基準についても、期ズレを解消する変更を行なっていただきたい。

7. 非継続基準の廃止

厚生年金基金は、継続を前提に財政運営をしていることから、解散を予定している厚生年金基金を除き、非継続基準による財政検証・掛金引上げは廃止していただきたい。